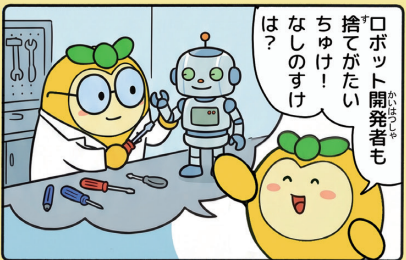
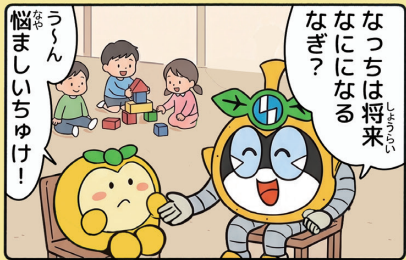


なしのすけが行く

「しょうらい 将来なにになる？」

No.155 マンガ：井上ジェット



©K.Okawara・Jet Inoue

相談あんない 6月1日～6月30日

相談の種類(相談員)	相談内容	相談日	時間	予約・問い合わせ	
① 法律相談(弁護士)	離婚・遺産相続・土地家屋の賃借問題・金銭の貸し借り・自己破産等	2日(火)・4日(木)・11日(木)・14日(日)・16日(火)・18日(木)・23日(火)・25日(木)・30日(火)	午前9時～11時30分	市民協働課 予約専用電話 ☎378-2286 (受付時間=午前8時30分～正午、午後1時～5時) ▷予約期間 ①～⑤=相談日の2週間前から予約 ⑥⑦⑨=前日までに予約 ⑧=相談日の2週間前までに予約 ⑩⑫=予約随時 ⑪=相談日の10日前までに予約	
② 不動産の相続、贈与等の登記相談(東京司法書士会多摩支部会員)	土地建物の名義変更等の登記等	11日(木)	午後1時30分～4時		
③ 不動産相談(東京都宅地建物取引業協会府中稲城支部会員、東京都不動産鑑定士協会会員)	不動産の契約更新・立ち退き料・家賃値上げ・土地の価格・不動産の売買等	10日(水)・24日(水)	午後1時30分～4時10分		
④ 遺言書作成等くらしの書類作成相談(東京都行政書士会府中支部会員)	離婚・相続・遺言・契約等の書類作成、手続き等	16日(火)	午後1時30分～4時		
⑤ 税務相談(東京税理士会日野支部会員)	相続税・贈与税・所得税等	4日(木)・18日(木)	午後1時～4時30分		
⑥ 行政相談(総務省行政相談委員)	国や独立行政法人の仕事に対する疑問・苦情等	9日(火)	午後1時30分～4時10分		
⑦ 人権・身の上相談(法務省人権擁護委員)	夫婦・家族の不和や近所トラブル、人権侵害等	5日(金)・19日(金)	午後1時30分～4時30分		
⑧ 住宅リフォーム相談(稲城市住宅リフォーム協議会会員)	住まいの修繕、増改築等リフォーム	3日(水)予約終了 7月1日(水)	午前9時～11時40分		
⑨ 女性の悩み相談(女性の悩み相談員)	夫婦・家族との関係、子育て・職場の悩み等	3日(水)・17日(水)・27日(土)	午前10時～午後1時、 午後2時～4時		
⑩ 交通事故相談(弁護士)	損害賠償・示談・保険手続き等	9日(火)	午前9時～11時30分		
⑪ 学校アドボカシー(元稲城市立中学校校長)	子どもの学校教育に関わる疑問や悩み	1日(月)・15日(月)	午後1時～5時		
⑫ 病院アドボカシー(病院アドボカシー相談員)	市立病院を利用する患者やその家族の要望や不安	平日の月・火・木曜日 (相談員の都合で変更有り)	午前9時～正午		
⑬ 消費生活相談(消費生活相談員)	不当請求・訪問販売・消費者トラブル等	平日毎日 ※電話相談も可 ※駐車場無し	午前9時30分～正午、 午後1時～3時30分		消費生活センター相談室(百村2111) ☎378-3738
⑭ 年金相談(年金相談員)	老齢基礎年金・障害基礎年金等の受給資格や請求等	平日毎日 ※第2・4水曜日は平尾出張所でも実施(祝日を除く)	午前9時～正午、 午後1時～4時		保険年金課年金係 ※予約不要
⑮ 福祉全般とくらしの相談(自立相談支援員)	仕事・お金・住まい・健康・生活等について幅広い相談(訪問・同行応相談)	平日毎日	午前8時30分～午後5時		生活福祉課地域福祉係福祉くらしの総合窓口
⑯ 心配ごと相談(民生委員)	生活での困り事・悩み事	第1・3水曜日	午前10時～正午		福祉センター(百村7)
⑰ 高齢者・障害者のための法律相談(弁護士)	遺産・遺言・権利・財産侵害・成年後見等	第3水曜日	午後1時30分～3時30分		☎378-3366 ⑯=予約不要 ⑰⑱=予約随時
⑱ ひとり親家庭カウンセリング相談(心理カウンセラー)	母子・父子家庭の心の悩み	第2・4土曜日	午後1時～4時		

くらしの情報

消費生活センター(百村2111) ☎378-3738

強引な投資用マンションの勧誘にご注意ください

相談事例

見知らぬ会社から「節税や老後資産に関するアンケートの返事が無い」と電話があった。「心当たりがない」と答えると直接会って回答がほしいと言われたため、仕事帰りに業者が指定した喫茶店に行くと投資用マンションの勧誘だった。節税や老後資金に役立つと6時間以上も説明され、興味がないと断ると「人が時間を費やしているのに何だと思っている」と凄まれ、怖くなって2,500万円のマンションの購入契約を結び、銀行ローンの申し込みもしてしまった。冷静に考えると、35年間高額な支払いを続けるのは不安なため解約したい。

アドバイス

若い頃からの資産形成がブームになっており、SNS等では不動産投資でぜいたくな暮らしをする成功者の動画がアップされています。

しかし、強引な勧誘を受けて不本意な契約を結ばされたというトラブルも後を絶ちません。不動産には空き家になるリスクもあります。売却しても相場より高い値段で売りつけられているため、ローンを完済できない場合がほとんどです。高額な銀行ローンを組んでしまうと将来、自宅用にローンを組む際の妨げにもなります。

マンション販売時の勧誘は「宅地建物取引業法」で規制されています。同法では威迫する行為、私生活や業務で平穏を害して困惑させる行為、相手が契約しないと意思表示したのに勧誘を継続する行為、迷惑になるような時間帯の電話・訪問等を禁止しています。

もし、契約しても宅建業者が売り主である、事務所以外の場所で契約している等、法律に定められた条件を満たしていれば、クーリング・オフ(8日間)できます。困った時には消費生活センターにご相談ください。

(消費生活相談員)

事業者の方へ

募集します
児童クラブ運営事業者

市では、現在建築中の(仮称)稲城市第三小学校児童クラブ運営事業者を募集します。
市内で児童クラブ、認可保育所、認可外保育所または幼稚園を運営する事業者
▽運営方法 運営業務委託(公設民営)
▽開始時期 令和9年9月(予定)
申窓口、郵送
※募集要項は児童青少年課、市で入手可
限7月10日(金)
※6月11日(木)に事前説明会を行います。

先問児童青少年課児童館・児童クラブ係

実施します
はかりの定期検査

商店での取引や学校、病院等での証明に使用する「はかり」は、定期的に検査を受ける必要があります。
検査は2年に1回、検査員が店舗等へ伺う他、持ち込み検査も実施します。

対象者へ通知を送付しますが、新たにはかりを使用するようになった方、使用しなくなった方はお問い合わせください。

▽検査期間 6月15日(月)～7月1日(水)の平日

持ち込み検査
6月16日(火)～18日(木)

午前9時30分～午後2時
地域振興プラザ1階

問市民協働課市民相談係、東京都計量検定所検査課 ☎03・5617・6638

シルバー人材センター

入会説明会

市内在住の60歳以上で働く意欲がある方

6月4日(木)・9日(火)

午後1時30分

申電話(6月3日(水)～)
場先問シルバー人材センター
☎377・2212

受講生募集
浴衣着付け教室

浴衣の着付けから帯結びまで、一人でできるよう指導します。

6月10日(水)

午後7時～9時

定5人(申込先着順)
費1220円

申窓口(6月2日(火)～)
限6月9日(火)午後5時

場先問シルバー人材センター
☎377・2212

布ぞうり講習会

6月11日(木)

午前10時～午後3時

定10人(申込先着順)

※お子さんの同伴不可

持裁縫道具、定規

費2千円

申電話(6月3日(水)～)

場先問シルバー人材センター
☎377・2212

手芸教室

リバーシブル帽子を作ってみませんか。詳細は「シルバー人材センター」(下記参照)をご覧ください。

6月25日(木)

午前10時～(3時間程度)

定10人程度(申込先着順)

※お子さんの同伴不可

持裁縫道具
費2千円

申電話(6月4日(木)～)

場先問シルバー人材センター
☎377・2212